

新市スポ協第 281 号の2
令和4年1月21日

加盟団体会長 様
区スポーツ協会会長 様
スポーツ少年団代表者 様

公益財団法人新潟市スポーツ協会
専務理事 木津 茂

今後のスポーツ活動について（令和4年1月21日時点）

新潟市スポーツ振興課及び新潟市教育委員会より別紙のとおり通知がありました。
つきましては、新潟市と連携した感染拡大防止のため、貴団体において、下記の通り、
活動の自粛にご協力いただくようお願いいたします。

記

1 活動休止期間 令和4年1月21日（金）～2月13日（日）

2 そ の 他

- ・感染拡大防止のため、以下のとおり学校開放事業と体育施設が休止となっています。

学校開放事業 令和4年1月20日（木）～2月13日（日）

市内体育施設 令和4年1月21日（金）～2月13日（日）

- ・今後の感染拡大状況等により、休止期間が延長される場合があります。
最新の情報は、本会ホームページで確認をお願いします。

公益財団法人新潟市スポーツ協会
TEL：025-266-8250 FAX：025-266-8332
Mail：info@niigatashi-sports.or.jp



新 ス 第 5 1 3 号
新 地 教 推 第 6 8 5 号
令 和 4 年 1 月 2 0 日

公益財団法人 新潟市スポーツ協会
会長 中 原 一 様

文化スポーツ部スポーツ振興課長
教育委員会地域教育推進課長

新潟県に対する「まん延防止等重点措置」の適用をうけての
新潟市の対応の周知について（お願い）

日ごろから、市民スポーツ活動の普及・振興にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、新年を迎え本市における新型コロナウイルスの感染が驚異的に拡大しています。
これを受け教育委員会では、感染拡大の原因の一つとして考えられる部活動を休止する判断をいたしました。

つきましては、学校教育以外の各団体等におけるスポーツ活動についても、部活動同様感染拡大防止の観点から、「まん延防止等重点措置」が適用されている下記期間において活動を自粛するよう周知をお願いいたします。

なお、同期間、本市の学校開放施設及びスポーツ施設の休館を決定いたしております。

記

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 1 自粛期間 | 令和4年1月21日から2月13日まで |
| 2 依頼先 | 市内各区のスポーツ協会、スポーツ少年団、各種競技団体等 |



<お問い合わせ先>

新潟市文化スポーツ部 スポーツ振興課 新井田

電話：025-226-2588

メール：sports@city.niigata.lg.jp

新潟市教育委員会 地域教育推進課 笠井

電話：025-226-3218

メール：chiiki.edu@city.niigata.lg.jp